

関税法施行規則の一部を改正する省令（案） 参照条文目次

○ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）	1
○ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）（※漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）による改正後）	1
○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）	1
○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（抄）	1
○ 漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）	2
○ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）（抄）（※指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和二年農林省令第四十八号）による改正後）	2

◎ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）

（指定漁業の許可）

第五十二条 船舶により行なう漁業であつて政令で定めるもの（以下「指定漁業」という。）を営もうとする者は、船舶ごとに（母船式漁業（製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となつて当該漁業に従事する独航船その他の農林水産省令で定める船舶（以下「独航船等」という。）により行なう指定漁業をいう。以下同じ。）にあつては、母船及び独航船等ごとにそれぞれ）、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2（省 略）

◎ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）（※漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）による改正後）

（農林水産大臣による漁業の許可）

第三十六条 船舶により行なう漁業であつて農林水産省令で定めるものを営もうとする者は、船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2及び3（省 略）

◎ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（船用品又は機用品の積込み等）

第二十三条 外国から本邦に到着した外国貨物である船用品又は機用品は、政令で定めるところにより、税関長に申告し、その承認を受けて、保税地域から本邦と外国との間を往来する船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。）又は航空機に積み込む場合に限り、外国貨物のまま積み込むことができる。この場合において、税関長は、当該船用品又は機用品が取締り上支障がないものとして政令で定めるものである場合には、政令で定める期間の範囲内で税関長が指定する期間内に積み込まれる船用品又は機用品の積込みについて一括して承認することができる。

2と6（省 略）

◎ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（抄）

（船用品を外国貨物のまま積み込むことができる遠洋漁業船等の指定）

第二十一条 法第二十三条第一項（外国貨物である船用品又は機用品の積込み）に規定する政令で定める船舶は、漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）第一項第七号に掲げる母船式捕鯨業に従事する船舶のうち財務省令で定めるものとする。

◎ 漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）

内閣は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

1 漁業法第五十二条第一項の政令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

一〜六 （省 略）

七 母船式捕鯨業 母船式漁業（製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となつて漁業に従事する漁業法第五十二条第一項の独航船等により行う漁業をいう。）であつて、もりづつを使用して鯨をとるもの

八〜十三 （省 略）

2 （省 略）

◎ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）（抄）（※指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和二年農林省令第四十八号）による改正後）

（大臣許可漁業の種類）

第二条 漁業法（以下「法」という。）第三十六条第一項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

一〜八 （省 略）

九 母船式捕鯨業 製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及び独航船が一体となつて行う漁業であつて、もりづつを使用して鯨をとるもの

十〜十七 （省 略）